

## 添付資料

4 ス健ス第 10 号  
令和 4 年 5 月 31 日

各都道府県スポーツ主管課長  
各指定都市スポーツ主管課長 殿

スポーツ庁健康スポーツ課長  
和田 訓

### 熱中症事故の防止について(依頼)

標記については、例年、御協力をいただいているところでありますが、スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しております(別紙)。

熱中症は、スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

政府としては、毎年4月1日～9月 30 日を期間とする「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、本キャンペーンでは住民の熱中症予防行動を促すため、各省庁が連携して時期に応じて適切な呼びかけを行うなど、国民や関係機関への周知等を強化します。

熱中症の発生は、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことにも留意し、各位におかれては、下記を参照し、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

なお、都道府県スポーツ主管課におかれては、所管の市区町村スポーツ主管課に対して本件を周知されるようお願いいたします。

### 記

1. 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(令和元年5月改訂、公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底するとともに、「熱中症予防強化キャンペーン」について、関連する部局・課とも連携し、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

2. 環境省のホームページ(熱中症予防情報サイト)では、熱中症の目安となる暑さ指数(WBGT:湿球黒球温度)、熱中症への対処方法に関する知見等の情報を提供していますので、適宜、御活用ください。また、昨年度から全国で運用が開始された「熱中症警戒アラート」(別添1参照)につきましては、本年度は4月27日より情報提供がされており、これは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表され、本情報も活用しながら、熱中症事故の防止について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

3. イベント主催者は施設管理者、警察、消防(救急搬送)、地方公共団体、関係団体と連携しながらイベントを運営する必要があることから、熱中症事故の防止に関し関連する部局・課に対して周知していただくよう、お願いしま

す。なお、イベント等の運営に当たっては、強化キャンペーン以外においても、この趣旨を踏まえて適切に対応するようお願いします。

4. 学校の水泳プールの開放にあたっては、「学校屋外プールにおける熱中症対策」(平成31年3月、スポーツ庁委託事業により独立行政法人日本スポーツ振興センター作成)等を参考に、子供から大人まで誰もが水泳活動を安全安心に親しめる環境づくりという観点に立ち、地域の実情等に応じて、適切に対応するようお願いします。

5. 運動やスポーツを行う際は、十分な距離(2m以上を目安)を確保できる場合にはマスクの着用は必要ないこと、マスクを着用しないで行う場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策を講じることについて、注意喚起をお願いします。特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨していただくようお願いします。

また、マスクを着用して運動やスポーツを行う場合は、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取ること等、無理をしないことについて、注意喚起をお願いします。

なお、運動やスポーツを行う際には、三つの密(密閉、密集、密接)に該当する場所を避け、時間、場所を選んで実施していただくようお願いします。

スポーツ庁及び関係省庁のホームページにおける参考サイトを以下に記載いたしますので、適宜ご参照ください。なお、以下のリンク先につきましては、今後の状況に応じ情報が更新される場合がありますので、随時最新情報を確認するようお願いします。

参考1:スポーツ庁 HP「新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点 と、運動事例について」  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/m\\_catetop05/jsa\\_00010.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/m_catetop05/jsa_00010.html)

参考2:新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、政府や都道府県の 方針・要請に従い、適切な対応に努めていただくようお願いします。厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#houshin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin)

環境省 HP「新型コロナウイルスに関連した感染症対策」  
[https://www.env.go.jp/saigai/novel\\_coronavirus\\_2020.html](https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html)

スポーツ庁 HP「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイド ラインについて」  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)

【本件担当】

スポーツ庁 健康スポーツ課 事業係  
電話:03-5253-4111(内線 3939)

4 ス健ス第 10 号  
令和 4 年 5 月 31 日

公益財団法人日本オリンピック委員会事務局  
公益財団法人日本スポーツ協会事務局 御中  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会事務局

スポーツ庁健康スポーツ課長  
和田 訓

#### 熱中症事故の防止について(依頼)

標記については、例年、御協力をいただいているところでありますが、スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しております。



熱中症は、スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うとともに、年齢、性別、障害の有無や程度等に応じて対応することが必要です。

スポーツ庁においては、熱中症の事故防止のための適切な措置を講じるよう、都道府県及び指定都市スポーツ主管課に対し、「熱中症事故の防止について(依頼)」(別添)のとおり通知しましたので、お知らせします。

熱中症の発生は、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことを踏まえ、貴団体におかれては、別添を参照し、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるとともに、本件について、加盟・登録団体、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

#### 【本件担当】

スポーツ庁 健康スポーツ課 事業係  
電話:03-5253-4111(内線 3939)  
FAX:03-6734-3792

- [参考資料 \(PDF:113KB\)](#) 
- [\(別紙\)熱中症による救急搬送状況\(令和 3 年\) \(PDF:252KB\)](#) 
- [\(別添 1\)「熱中症警戒アラート」について \(PDF:427KB\)](#) 